※問合せは知立市役所　TEL 0566－83－1111（代表）
FAX 0566－83－1141
E-mail：info@city.chiryu.lg.jp

■家庭でもできる取り組み

市では洪水や浸水の防止を図ることを目的に家庭でもできる取り組みを推奨しています。降った雨を屋根の樋から集め雨水貯留タンクに貯めたり、駐車場などの舗装を透水性にするなどして川に短時間で雨水が流れないように対策を行う人に対して補助金を交付する制度があります。詳しくは市ホームページをご覧ください。

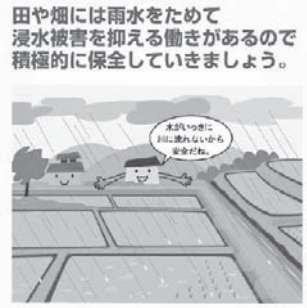

■ビジュアルボードフェア

雨水被害や対策の様子など総合治水対策を皆さんに理解していただくために写真や図を用いたパネルの展示を行います。

▼とき・ところ
・8月21日㈮～27日㈭
　中央公民館　ロビー
・8月28日㈮～9月3日㈭
　知立建設事務所　玄関ロビー

■洪水ハザードマップをご活用ください

洪水ハザードマップには、過去の豪雨によって浸水被害が確認された区域や浸水が予想される区域を掲載しています。また避難場所、避難の時に通行が危険と思われる箇所なども記しています。

日常から大雨などの危険時に備えてどこのルートで避難するか、近所に浸水の予想される箇所があるかなど一度現地を見ておくことも大切です。

洪水ハザードマップは土木課窓口で配布しています。また、市ホームページでも閲覧できます。

■総合治水ホームページ

総合治水に関する情報は、「新川・境川流域総合治水対策協議会ホームページ」をご覧ください。
http://www.sougo-chisui.jp

■問合せ　土木課　河川工務係（☎(95)0163）

平成28年成人式実行委員募集

一生に一度の成人式
あなたの力で心に残る
成人式を創りあげてみませんか？

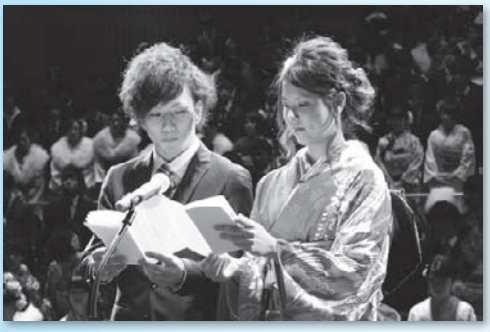

☆平成28年知立市成人式の予定
▶と　き　平成28年1月10日㈰
　午後1時30分式典開始
▶ところ　文化会館（パティオ池鯉鮒）
▶問合せ　生涯学習スポーツ課生涯学習係
（中央公民館内　☎83-1165　月曜休館）

▶**対象者**　平成7年4月2日～平成8年4月1日生の人で、月1回程度の実行委員会（第1回実行委員会は5月20日㈬午後7時から開催予定）と、成人式当日の式典、自主企画に携わることができる人

▶**実行委員の役割**　式典では、各中学校推薦の実行委員12人とともに、典礼（司会）、誓いの言葉、国歌斉唱のピアノ伴奏等を行っていただきます。また、式典終了後行う自主企画イベントの具体的な内容を決め、運営を行っていただきます。

※平成27年は思い出のスライドショー、ビデオレター等を企画運営しました。

▶**募集人数**　2人程度

▶**申込み**　5月12日㈫（必着）までに、ハガキ（〒472-8666（住所不要）知立市役所　生涯学習スポーツ課生涯学習係宛）、FAX（83-1166）またはEメール（shogai-gakushu@city.chiryu.lg.jp）で、①「成人式実行委員希望」、②郵便番号および住所、③氏名（フリガナ）、④生年月日、⑤電話番号を記入してお申込みください。

寄付金のご報告　－平成27年知立市成人式実行委員会－

平成27年1月11日㈰に開催された知立市成人式での自主企画イベント（記念集合写真）について、写真代金のうち9,898円を、世界中の子どもたちの生命が守られ、健やかに成長できることを願い、㈶日本ユニセフ協会に寄付しました。新成人の皆さん、ご協力ありがとうございました。

大雨から守ろう大切なまち

～流す・貯める・浸み込ませる・安全に避難する～

5月15日㈮～21日㈭は総合治水週間です

進む開発と高まる浸水被害の危険性

山林や田畑などには、雨水を一時的に貯めたり、地下に浸透させる機能があり、河川への雨水の流出量を抑える働きをしています。

しかし、今日では開発が進み、地表面がコンクリートやアスファルトに覆われ、短い時間で多くの雨水が河川へ入ってくるようになり、洪水の危険性が増しています。また、河川に入りきれない雨水によって、低い土地での浸水被害の危険性も増しています。

このため、山林や田畑を適正に保全していくことや雨水を貯めたり地下にしみ込ませたりする雨水貯留浸透施設の設置が、河川や下水道等の整備と合わせて、非常に重要となっています。

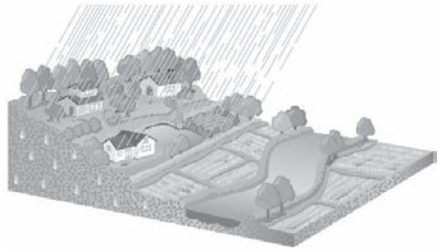

■開発が進む前

雨水の大半は地中に浸透したり、水田やため池に貯留され河川への流出は抑えられます。

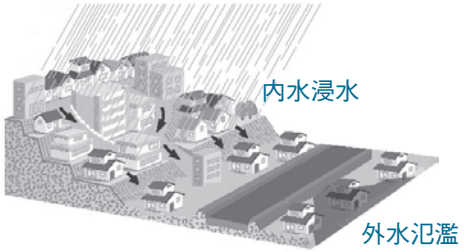

■開発された後

地表がコンクリートやアスファルトで覆われたり、森林や水田・ため池がなくなることにより、雨水が短時間に集中して河川へ流出し、浸水被害が増加します。

愛知県での特定都市河川浸水被害対策法に関する取り組みのシンボルマーク

浸水被害を防ぐための総合治水対策

洪水や浸水を防ぐため、川幅を広げたり、川底を掘るなどの河川改修を行っていますが、それだけでは、急激な開発によって増加する雨水を安全に流すことができません。そこで、流域内に雨を貯めたり、地下に浸透させる施設をつくり、河川に一度に入ってくる雨水の量を減らすことが必要です。このように、「河川の改修」と「流域内での対策」さらに洪水や浸水が起こった時の「避難警戒体制の確立」などを合わせて実施し、被害の防止を図ることを「総合治水対策」といいます。境川流域では、昭和58年から愛知県や近隣市町と共に「総合治水対策」を行っています。

「特定都市河川浸水被害対策法」に基づく取組

境川・逢妻川・猿渡川の流域では、「総合治水対策」を進めてきましたが、平成12年に東海豪雨による甚大な被害を受け、さらに強力に推し進めることが必要となりました。また、近年の開発の動向などを考慮し、平成24年4月1日から境川流域を特定都市河川浸水被害対策法に基づく「特定都市河川流域」に指定し、次の取組を行うこととしました。

□雨水浸透阻害行為の許可等

田畑など締め固められていない土地で行う500㎡以上の開発（雨水浸透阻害行為＝土地からの流出雨水量を増加させるおそれのある行為）は知事等の許可が必要となり、許可にあたっては、技術的基準に従った雨水貯留浸透施設の設置が必要となります。

□流域水害対策計画の策定

愛知県と対象市町、河川と下水道が共同して総合的な浸水被害対策を推進する計画を策定し、事業を実施します。なお、流域水害対策計画は平成26年3月に策定しました。

□保全調整池の指定

これまでに宅地開発指導要綱等に基づいて整備された既設の防災調整池を保全調整池に指定し、保全を図ります。

□都市洪水想定区域および都市浸水想定区域の指定

河川の氾濫や低地の浸水が想定される都市浸水想定区域を平成26年8月に指定し、区域における円滑かつ迅速な避難の確保を図っていきます。

▼問合せ　［雨水浸透阻害行為許可に関すること］知立建設事務所　河川整備課（☎(82)6489）［その他に関すること］県建設部河川課（☎052(954)6555）・市役所土木課　河川工務係（☎(95)0163）